様式第4号の3(第34条の4関係)

新規化学物質 製造 / 輸入 届

<table>
<tr><td>事業の種類</td><td>事業場の名称</td><td colspan="2" rowspan="2">労働者数</td><td>男</td><td>女</td><td>計</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="6">電話　　(　　)</td></tr>
<tr><td>新規化学物質の名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明の場合は、その製法の概略)</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">新規化学物質の物理化学的性状</td><td>外観</td><td>分子量</td><td>融点</td><td>沸点</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>℃</td><td>℃</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>新規化学物質の用途</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

労働安全衛生規則第34条の4の規定により、関係書類を添えて、上記のとおり届け出ます。

令和　　年　　月　　日

事業者職氏名

厚生労働大臣　　殿

備考

1　表題の「製造」及び「輸入」のうち、該当しない文字を抹消すること。

2　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。

3　「新規化学物質の名称」の欄は、新規化学物質の名称を国際純正及び応用化学連合が制定した命名法(IUPAC命名法)に準拠して記入すること。

4　「新規化学物質の物理化学的性状」の欄中「その他」の欄は、新規化学物質が昇華性、潮解性、揮発性等特徴的な性状を有するときは、その旨を記入すること。

5　新規化学物質が製造中間体である場合には、「新規化学物質の用途」の欄にその旨を記入し、かつ、同欄に最終製品の名称及び用途を記入すること。

6　特許出願等の理由により、新規化学物質の名称の公表について要望がある場合には、「参考事項」の欄にその旨を記入すること。

なお、新規化学物質について特許出願がなされている場合で、当該特許出願に係る拒絶をすべき旨の査定、出願公告又は出願公開がなされたときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出ること。

7　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号。以下「新規化学物質省令」という。)第2条の規定に基づき、新規化学物質省令様式第1の届出書を提出した場合であつて、当該届出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明の場合は、その製法の概略)」、「新規化学物質の物理化学的性状」、「新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量」、「新規化学物質の用途」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。

ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。

8　新規化学物質省令第3条又は第4条の規定に基づき、新規化学物質省令様式第2、様式第4、様式第6又は様式第9のいずれかの申出書を提出した場合であつて、当該申出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明の場合は、その製法の概略)」、「新規化学物質の物理化学的性状」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。

ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。